

室蘭市広告付窓口封筒の無償提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活環境部戸籍住民課等の窓口に設置する広告付窓口封筒の無償提供に関し、室蘭市広告掲載要綱に定めるもののほか必要な事項を定め、市の窓口等における市民サービスの向上、経費の削減及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告付窓口封筒 市が発行した各種証明書等を持ち帰る市民等の利用に供するためのものであって、市の業務案内及び企業等の広告が印刷されたものをいう。
- (2) 無償提供者 広告付窓口封筒への広告掲載を希望する者を募集し、広告主との調整等の広告掲載及び作製に係る一連の業務を行い、市に広告付窓口封筒を無償提供する者をいう。

(設置場所)

第3条 広告付窓口封筒の設置場所は、戸籍住民課、蘭東支所、その他市が指定する場所とする。

(設置期間)

第4条 広告付窓口封筒の設置期間は、1年間とする。ただし、市は、無償提供者と協議の上、設置期間を変更することができる。

(無償提供者の募集)

第5条 無償提供者の募集方法及び募集期間その他無償提供者の募集に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(無償提供者の決定)

第6条 無償提供者は、原則として公募し、次により決定するものとする。

- (1) 法人又は事業を営む個人であって市内に事業所等を有する（事業所等の設置予定を含む。）無償提供申込者を優先し、抽選（申込みが単独の場合は、その者）とする。
- (2) 市内からの申込みがない場合は、市外の法人又は事業を営む個人である無償提供申込者から抽選（申込みが単独の場合は、その者）とする。

(協定書の締結)

第7条 市は、前条の規定に基づき無償提供者を決定した時は、広告付窓口封筒の製作及び提供に関し、無償提供者と協定を締結するものとする。

(製作上の注意)

第8条 無償提供者は、広告付窓口封筒に広告を掲載する広告主を募集する場合にあつては、自らが広告の募集者であることを明らかにするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を招くことのないよう十分配慮しなければならない。

- 2 無償提供者は、市が指定する事項を広告付窓口封筒に掲載しなければならない。
- 3 無償提供者は、広告付窓口封筒の色、形状等の仕様及び掲載する広告について市と協議し、その承認

を受けなければならない。

4 広告付窓口封筒の提供数量並びに提供の時期及び場所については市が別に定めるものとする。

(無償提供者の責務)

第9条 無償提供者は、広告に関する苦情その他の問題が発生したときは、その問題に係る全ての責任を負い、直ちに問題の解決に対応するものとする。

2 無償提供者は広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において代替の封筒を提供するものとする。

3 前2項の規定による損害が無償提供者に生じた場合であっても、市はその責任を負わないものとする。

(中止)

第10条 市は、広告付窓口封筒を市民等に提供することが適当でないと認めるときは、その設置を中止することができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告付窓口封筒の無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。